

平成23年(2011年)9月6日



# 埼玉県報

第 2 3 1 9 号  
平成 2 3 年 9 月 6 日  
火 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [平成23年度砂利採取業務主任者試験の実施\(自然環境課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほか2品目の製造請負に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Global Generation

三 代表者の氏名

進藤 武

四 主たる事務所の所在地

埼玉県朝霞市朝志ヶ丘一丁目五番四十 W 一〇九号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本の若者・学生に対して人材育成や国際交流プロジェクト等の支援活動を行い、グローバル化した今の時代に世界を見据え自分の意見を明確に伝える事が出来る人材（グローバル・パースン）を輩出し、日本社会の発展に寄与する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十三年八月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人彩の国環境創造空館サニーちゃんの家

三 代表者の氏名

坂口 勝

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市照若町二百八番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物から生産される有機質肥料の普及、野菜や花卉の「本庄ブランド」の周知及び生徒・児童などに対する環境教育を行うことにより、環境保全並びに本庄地域の振興を図ることを目的とする。

（変更後）この法人は、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物から生産される有機質肥料の普及と野菜、花卉の「本庄ブランド」づくり及び児童・生徒などを対象とする環境の学びなどを通じて環境保全のための活動を行う。かつ、この地域の文化、芸術などの支援をもってまち振興に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人青い風
- 三 代表者の氏名  
細野 雄一
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県本庄市日の出三丁目六番十五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域の要介護者、障害者等の移送介護援助を安全かつ適確に行うことにより地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千四十号

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、平成二十三年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 試験期日

平成二十三年十一月十一日（金）午前十時から十二時まで

### 二 試験場所

さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館3C会議室

### 三 受験手続

#### イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十三年十月三日（月）から配布する。

#### ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

### 八 受付期間

平成二十三年十月三日（月）から十月十七日（月）まで（期間内消印有効）

### 四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部自然環境課

### 五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

### 六 試験科目

#### イ 砂利の採取に関する法令

ロ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

# 告 示

埼玉県告示第千四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコー川越の場新町計画

埼玉県川越市の場新町二十一 七外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 騒音苦情への対応は誠意をもって対応してください。
- ・ 児童生徒の生活環境の変化も視野に、通学路の安全、交通事故や問題行動に配慮していただきたい。
- ・ 出店予定地の半径二キロメートル圏内には、六商店街が存在しており、今回の出店に伴い商業環境に影響が出るものと思われます。周辺商店街への加入、商店街が実施する事業に対して参加するなど、周辺商店街との共存に對して、御協力をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十三年九月六日から平成二十三年十月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第千四十二号

平成二十三年埼玉県告示第二百五十五号で公示した公共測量（三級基準点測量）は、平成二十三年三月十八日終了した旨測量計画機関の長である上尾市長島村穰から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千四十二号

測量計画機関の長である蓮田市長中野和信から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

蓮田市

二 作業種類

公共測量（レベル二五 デジタルマッピング）

三 作業地域

蓮田市全域

四 作業期間

平成二十三年四月五日から平成二十三年九月三十日まで



# 告 示

埼玉県告示第千四十四号

測量計画機関の長である美里町長原田信次から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

美里町

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

美里町全域

四 作業期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十四年三月二十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第千四十五号

測量計画機関の長である川島町長高田康男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川島町

二 作業種類

公共測量（都市計画図及び統合型GIS構築業務委託）

三 作業地域

川島町全域

四 作業期間

平成二十三年五月十三日から平成二十三年十二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千四十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一〇 七 〇号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

坂戸市大字森戸字田利六五一番三他八七筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五五一五・七立方メートル

# 告 示

埼玉県告示第千四十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
別表のとおり
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年7月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
別表のとおり
- 5 落札金額  
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年6月3日

別表

購入等件名	数量	落札者の氏名及び住所	落札金額
男性警察官用制服 ワイシャツ	7,894着	赤城衣料工業株式会社 東京都江東区北砂1丁目13番4号	6,034円
男性警察官用短靴	7,213足	ミドリ安全株式会社 東京都渋谷区広尾5丁目4番3号	6,604円
男性警察官用冬活 動服	1,658着	株式会社そごう・西武 東京都千代田区二番町5番地25	19,452円

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字長野字吾妻 四六四二番二地先から 同市大字佐間字野合 一四四六番二地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一・九〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四二七・九六</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>		<p>備 考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年九月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字堤根字代官田 通一七六番地先から 同市大字堤根字代官田通 一一八二番地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一・二・二五</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>七七・八九</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>独立行政法人水資源機 構が行う武蔵水路改築 工事に伴う迂回道路</p>	<p>備 考</p>